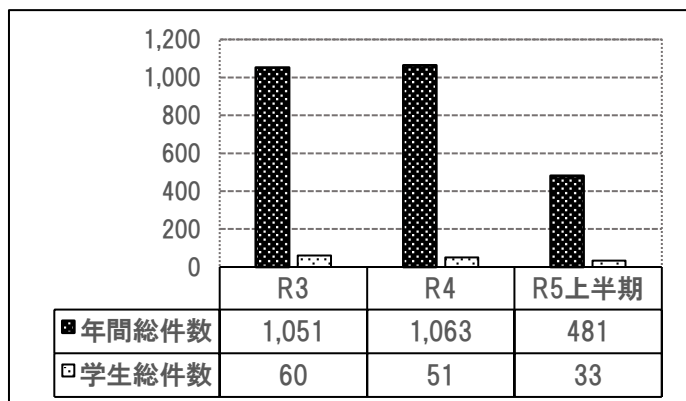




消費者トラブル注意報

【図1】草津市相談件数



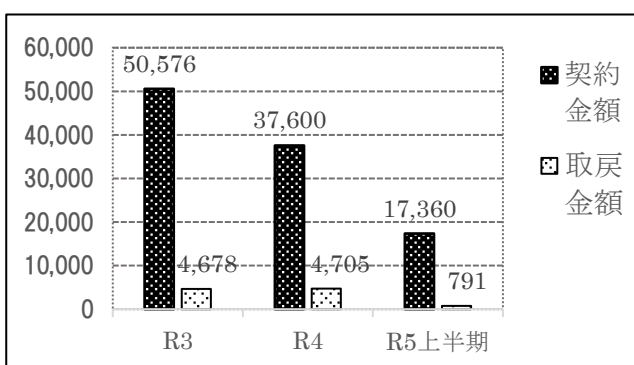
消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は過去3年間の年間相談件数と、学生総件数は小学生以上の7歳から20歳までの学生の消費者トラブルにあった相談件数です。R5年度は昨年の同時期に比して150%と増加しています。R4年4月1日から

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ1年が経過し、18歳以上は未成年者取消権が使えなくなったことから、18歳、19歳を狙ったSNS等のネット上に「簡単に稼げるもうけ話」や「詐欺的な副業」の広告が多くみられます。契約に不慣れな学生が簡単に個人情報を入力し騙されるというケースが増えています。また、ブランド物の商品を1/10の価格で販売する偽サイトに現金を振り込む被害も多く寄せられています。極端に販売価格が安くなっているサイトは注意が必要です。

最近ほとんどがネットを介しての取引で、定期購入トラブルからマルチ、ポイ活、ロマンス詐欺、フリマアプリ、サブスク、中古車等のトラブルです。通信販売での契約にはクーリング・オフは使えません。契約をする前には必ず「特定商取引法に基づく表示」を熟読する必要があります。中でも「返品規定」や「購入条件」は必読です。【図2】契約金額と取戻し金額

【図2】は、R5年上半期にセンターが「あっせん」「助言」「未然防止」等で取り戻した金額を示しています。センター介入で取り戻した金額は約791万円となりました。R5年上半期の契約総額が約1億7,360万円でしたので、契約金額全体の約4.5%以上をセンターが支援し取り戻せました。ただ、最近ではネット上の顔



の见えない取引が増加傾向です。契約は、相手の実態を調べた上で結ぶようにしましょう。



エイスクエアのイベント広場をお借りして「かしこい消費者になりま show」が開催できました。参加キャラクターと一緒に「消費者被害ゼロのまち」を目指し、SARA 南館前歩道を行進。消費者クイズではキャラたちが一生懸命知恵を絞って答える姿を、好きなキャラさんに投票した参加者が応援するほほえましい一幕もあり、楽しみながらも学ぶことができました。